

○ 富田林市立図書館資料収集方針

(目的)

1. この方針は、富田林市立図書館処務規則の規定による資料の収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。
(基本方針)
2. 公立図書館の任務は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料を提供することである。この任務を果たすため、富田林市立図書館は、「図書館法」ならびに「図書館の自由に関する宣言」の理念に基づき、市民の資料要求を反映させ、市民の文化、教養、調査、研究、趣味および娯楽等に資する資料を収集する。
(資料収集の種類と範囲)

3. 収集する資料は国内出版物を中心に、各分野にわたり、基本的なものから、必要に応じて専門的なものまで幅広く収集する。
収集する資料の種類については、図書、逐次刊行物、地域・行政資料、視聴覚資料、障がい者サービス資料、外国語資料、その他（パンフレット他）等、時代の要求にあった多彩な形態のものを収集する。

4. 資料別収集方針

(1) 一般図書

一般図書は、社会情勢・科学の進歩に留意し、市民の学習、教養、職業・家庭生活の向上及びレクリエーション等に資するため、基本的、入門的図書を中心に、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。

(2) 児童図書

児童図書は、子どもが読書の喜び・楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ図書及び調査研究のための図書を幅広く収集する。

(3) ヤングアダルト図書

中学生・高校生並びに同世代の青少年を対象にした図書をヤングアダルト図書とする。教養、趣味娯楽、実用等関心の高い図書を収集するとともに、将来の進路や職業選択に関わる図書も併せて収集する。

(4) 参考図書

市民の調査研究に役立つ辞典・事典・年鑑・白書等を幅広く収集する。

(5) 逐次刊行物

新聞は、主要紙を中心に、地元発行紙、必要に応じて専門紙等についても収集する。

雑誌は、国内発行の各分野の基本的・代表的な雑誌を中心に、必要に応じて専門誌等も含めて収集する。

(6) 地域・行政資料

富田林市に関する地域資料及び行政資料は網羅的に収集し、大阪府及び近隣市町村の資料についてもできる限り収集する。

(7) 視聴覚資料

視聴覚資料は、娯楽・教養・実用に資するため、録音資料等を収集する。

(8) 障がい者サービス用資料

図書館サービスを受けるのに困難な障がい者（視覚障がい者、寝たきり老人、重度の肢体不自由者など）へのサービスのため、録音図書、大活字本、必要に応じてその他の障がい者サービス用資料を収集する。

(9) 外国語資料

外国語資料にも留意して収集する。

(10) その他

パンフレット・リーフレット等は必要に応じて収集する。

予約本についても留意する。

(11) 寄贈資料

寄贈資料の受け入れについても、この収集方針を適用する。

(収集についての留意点)

5. 資料収集にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館職員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (5) 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館職員が支持することを意味するものではない。

(蔵書の除籍・買い替え)

6. 常に質の高い新鮮な蔵書構成を維持するため、資料保存の状況に留意しつつ、資料の除籍を行い、基本的資料及び利用度の高い資料については買い替え等により補充する。

(その他)

7. この収集方針に定めるもののほか、必要な事項については、図書館長が別に定める。

附則

この方針は、平成21年4月1日から施行する。